令和3年度

定期監査結果報告書

中監査第36号

中津川市長 青 山 節 児 様 中津川市議会議長 岡 﨑 隆 彦 様 関係行政委員会の長 様

中津川市監査委員 今 井 正 義 吉 村 浩 平

令和3年度定期監査の結果について

令和3年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の期間	••••••	 •••••	• • • • • • • • •	•••••	••••	1
2	監査の対象		 				1
3	監査の範囲及び	方法	 				3
4	監査の結果		 				3

1 監査の期間

前期 令和3年 7月 1日から令和3年 8月25日まで 後期 令和3年10月 5日から令和3年12月 8日まで

2 監査の対象

令和2年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理と令和2年度の現況について次の部・課等の監査を行った。

- ■市長部局
 次世代交通研究室
- ■市長公室 秘書課・人事課
- ■政策推進部 政策推進課・広報広聴課・まちづくり推進室
- ■総務部

総務課・情報政策課・防災安全課・消費生活相談室・財政課・ 資産経営課・税務課・債権管理課

■定住推進部

定住推進課·市民協働課·山口総合事務所·坂下総合事務所・川上総合事務所・加子母総合事務所・付知総合事務所・福岡総合事務所・ 蛭川総合事務所・中津事務所・苗木事務所・坂本事務所・落合事務 所・阿木事務所・神坂事務所

■市民福祉部

社会福祉課・特別定額給付金室・高齢支援課・介護保険課・子ども 家庭課・子育て支援センター・健康医療課・健康寿命対策室・地域 総合医療センター・国保直診診療所・市民課・新斎場建設準備室・ 保険年金課

■農林部

農業振興課・有害鳥獣対策室・家畜診療所・畜産センター・林業振興課・農林整備課

■商工観光部

工業振興課・企業誘致推進室・商業振興課・観光課

■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課・オリンピック推進室・中央公民館・図書館・ 蛭川済美図書館・文化振興課・鉱物博物館・市史編さん室

■リニア都市政策部

都市建築課・リニア対策課・リニア推進坂本事務所・リニア駅周辺 整備課

■建設部

建設課・用地課・管理課

■環境水道部

環境政策課・環境センター・汚泥処理センター・水道課・下水道課・ 浄化管理センター・水道経営課

■教育委員会事務局

教育企画課・施設計画推進室・学校教育課・教育研修所・幼児教育課・発達支援センター・阿木高等学校・神坂中学校・坂下中学校・福岡中学校・蛭川中学校・神坂小学校・坂下小学校・川上小学校・福岡小学校・高山小学校・蛭川小学校・山口小学校・神坂幼稚園・山口幼稚園・一色保育園・落合保育園・坂下保育園・川上保育園・蛭川保育園

- ■消防本部〈中消防署(坂下分署)・西消防署(蛭川分署)・北消防署(加子母分署)含む。〉
- ■病院事業部 中津川市民病院・国保坂下診療所・坂下老人保健施設
- ■会計課
- ■議会事務局
- ■農業委員会事務局
- ■監査委員事務局

3 監査の範囲及び方法

(1) 範 囲

各部課における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の 観点から監査を行った。

(2) 方法

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、本年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行い、必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が大きいと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

4 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。 軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、 進捗管理システムを活用してその後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は次頁のとおりである。

(1) 坂下診療所について

坂下診療所では診療所部門、老人保健施設部門が大きく赤字になっており、市からの財政支出も多額となっている。これは施設の1階・2階・4階の一部を診療所、3階を老人保健施設として利用してはいるが、全体的には床面積の半分以上が未利用状態となっており、その部分に係る減価償却費および維持管理費の負担が主な原因となっている。さらに、この施設建設時に借入れた企業債の返済も大きな負担となっている。

この様な状況下で民営化に向けた方針が示され準備を進められているが、建物の全体を売却すれば、維持管理費の心配は無くなるが企業債の残高が問題となると思われるし、賃貸により貸付するとした場合には、上記の費用及び返済額を補填できるだけの賃貸料を想定すると、年間数億円の金額になると考えられる。このように民営化までの課題は多く道のりは厳しいものとなると予想される。しかし地域医療の充実および市の財政負担軽減に繋がる事ではあるので実現に向けて粘り強く進められたい。もし民営化ができない場合には、市での有効活用を早期に検討し、少しでも地域住民にとってこの建物等が有効活用できるようにされたい。

(2) まちづくり協議会の支援について

中津川市内各地域に設置されているまちづくり協議会は、地域ごとに様々な活動を行っており、地域の特性を踏まえた地域の自主・自立化による持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力ある地域まちづくり活動の中心であると考える。

この目的を将来に渡って達成していくためには、幅広い年齢層の住民が参画し、 多種多様な意見を集約しながら運営していく事が必要である。そのためにも、まず は経営の主体性を確保する事が重要である。法人格を取得するなどしてまちづくり 協議会の人格化を図り、必要と考える活動に対してはボランティア精神だけに頼ら ない対価が支払えるだけの経済的基盤を整える事が必要である。

市は、まちづくり協議会の法人化に向けて人材育成等のサポート、その活動内容 に応じた適切な財政的支援を行い、速やかな自立を促して組織の活性化・持続化に 繋げられたい。

(3) U I ターン住宅の利活用について

市内6カ所に設置されているUIターン住宅団地の全体の入居状況は全体とし

ては減少傾向であり、現在の入居率は平均50%となっており、地域によっては入 居者がゼロとなっている団地がある。

本来UIターン住宅は定住人口の増大と地域活力の向上を図る契機として大いに期待されてきたが、築10年以上経過した団地もあり現状のままだと更なる入居者の減少が続く事が心配される。

これまでの成果を検証しつつ現状分析を行い、入居条件の緩和を視野に入れた抜本的な見直しを検討すると共に、定住推進課等の他の部署との連携を密にして効果的なPRにより入居率向上を図られたい。

(4) 市内木材の活用について

市内の各財産区が保有する森林資源が十分に利用出来ていない現実がある。新ふくおか小学校建設に市内産木材を使用することは、林業振興に繋がり非常に良い取り組みであるので、一過性とならないようにすべきである。

今後は公共施設建設時には市内産木材を優先して使用する事を義務付けるなどの施策を検討されたい。さらに木は山から切り出し製品にするまでには乾燥期間等を要し利用まで数年の時間を要する。このため市が購入する市内産木材については、新規の建設計画が策定された段階から事前発注を行うなど、安定供給と新たな販路開拓を行う仕組みづくりを講ずる必要がある。市内産木材の需要を増やすことにより、安定的な雇用を創出し、林業が若者の就職先の受け皿となる取り組みを進められたい。

(5)連携した移住定住推進について

人口減少・少子高齢化対策には移住定住を着実に進める必要がある。移住を希望する者のニーズは様々だと考えるが、まず必要とされるのは住居と就業場所で、行政に対しては教育・福祉等のサービスの充実を求めている。

これらの必要とする情報は、住居についてはUIターン住宅・空き家情報、就業場所については商工農林等の求人情報であり、教育・福祉等の行政サービスについては各個人の事情に合わせた多岐に渡るものとなる。さらに希望者はこれらの情報を個別ではなく、総合的な情報として求めており、それにどう応えるかが中津川市を移住定住先として選ぶかどうかの重要な要因ともなる。

残念なから各部署で移住・定住を目標として掲げているが、その取り組みに見合

う成果が出ていないのが現実である。この状況を改善するためには、定住推進課主 導で関係部署との密なる連携強化を図ると共に希望者から得たニーズを政策に反 映し中津川市へ多くの移住定住者を呼び込んで頂きたい。

(6)契約の新規参入について

中津川市入札参加資格登録業者でない事業者にとっては市との契約ハードルが高く新規事業に参入しづらい場合があると思われる。

たとえば既存の事業者が事業承継等が上手くいかず存続できないような状況となった場合、市内に同業種の事業者が育っていないと市外業者に頼らざる負えなくなり、延いては市内産業衰退に繋がってしまう。

予定価格が50万円以下の場合であれば入札参加資格登録業者でなくとも見積 書の徴収は可能であるので、市内産業の継続・新規業者参入による活性化等の観点 からも参加機会を設けるよう努められたい。

(7)契約事務の精査について

市の契約においては地方自治法施行令及び中津川市契約規則に基づき締結されるべきだが、要件を満たしていないものや契約書類の整理がなされていない場合が 散見された。

中津川市契約規則、中津川市随意契約ガイドライン、契約事務マニュアル随契用、 随意契約理由作成チェックリスト、予算の執行及び合議について等を用いて事務手 続きをチェックする必要がある。

今回は課長専決事項案件ばかりであった。起案者はもとより他の決裁者も上記規 則等により要件を満たす決裁を行うと共に統一的な書類保管による契約事務を徹 底され、内部監査体制を確立されたい。

(8)行政改革について

中津川市は行政改革への取組として独自の「行政改革十ヶ条」を制定している。 さらにこの「十ヶ条」を毎日の朝礼時に全員で読み上げている。これは大変良い事 であると思うが、問題はその成果が市民に伝わっているかである。

確かに各課を個別に監査する限り与えられた政策と予算の執行に対して、どの課 においても真摯に取り組んでいることは認められる。しかし、その結果が必ずしも 当初目的とした成果を達成できているかは疑問であり、常に自ら検証をしてもらいたい。

第1条の「サービスはわかりやすい言葉から」は特に窓口業務における市民への 対応だと考える。市民にとっては難しい行政手続きをできるだけ相手の立場に立っ て丁寧に説明していくことであると考える。

第2条の「行革のはじめの一歩は自分から」は外部から指摘される前に自らが考え、より良いサービスの提供を提案していく姿勢が大事であることを示している。

第3条の「考えよう その仕事は何のため?」は一般企業でいえば顧客満足度の 追求である。市民から満足を得ることができない行政は何故なのかを自問自答をし て頂きたい。

第4条の「小さな取り組み 大きな一歩」は小さな改革を進めていくこと、小さな気づきを大切に実現していく事が大きな成果につながることを意味している。

第5条の「最小の費用で 最大限の効果を!」はコスト意識、経営感覚もって業務を行う事を促しているが、一番大切なのはその効果としての結果である。この条こそが市の行政が目指すところであると考える。

第6条は「この予算 自分の家計にあてはめて」は高額の予算を執行する際の自 らへの戒めであると考える。常に5条の精神を忘れずにされたい。

第7条以降は市の職員の仕事に対する意識改革を示しており、第7条の「見直そう まずは職員の意識を」、第8条の「職場での議論・意見交換を大切に」、第9条の「ネットワークからアイデアづくり」と続く。ここに掲げられているような組織作りが出来れば、第10条の「自己満足から市民満足へ」に必ず続いていくはずである。上から下への政策指示の流れだけではなく、現場から政策への流れを作っていかなければならない。さらに各課単位で対応できない事案についても各課の連携により対処していくことが出来るような組織に改革していく事が何より重要であると考える。

以上は決して難しい事ではない。例えば転居してきた市民にとってどのような行政変更手続きが必要であるのかを課の所掌を超えて協議し、市民が各課を移動して手続しなくても済むようなサービスを提供できないかを考えていくのも「行政改革」の第一歩である。